

ご注意ください



H30年度より、キャリアアップ助成金人材育成コースが人材開発支援助成金に統合されます。





訓練計画届の提出期限は、訓練開始の日の前日から起算して1か月前までとなっております。

訓練開始の日の前日から起算して1か月前とは

例:訓練開始日が4月30日である場合、前日4月29日の1か月前3月29日(木)まで 訓練開始日が5月1日である場合、前日4月30日の1か月前3月30日(金)まで 訓練開始日が5月2日である場合、前日5月1日の1か月前4月1日(日)※1 閉庁日のため↓

4月 2日(月)まで

※1平成30年度のため、人材開発支援助成金になります。

提出期限が閉庁日の場合は翌開庁日が期限となりますが、(※2【参考】) 例の通り3月31日(土)は提出期限に当たらず、期限の特例が適用されません。

また、平成30年5月2日以降に開始する訓練計画届については、提出期限が平成30年4月2日以降となりキャリアアップ助成金人材育成コースの要件は適用されません。

キャリアアップ助成金人材育成コース訓練計画届の提出を予定されている方は、平成30年4月2日以降(4月2日を含む。)ご提出いただけないため、平成30年3月30日(金)までに労働局へ提出するようお願いいたします。

※2【参考】行政機関の休日に関する法律(期限の特例)

第二条 国の行政庁(各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の 長その他 の職員であるものに限る。)に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律 に基づく命令で規定する期間(時をもつて定める期間を除く。)をもつて定めるものが行政機 関の休日に当たるときは、 行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律 又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。